

# 動画で 解説します！

新しい解説動画  
公開しました！

New!!

New!!

5分で解説！そのまま使える！

改正育児・介護休業法

## 令和7年10月施行対応版

▶柔軟な働き方を実現するための措置  
▶個別周知・意向確認・意向聴取・配慮

—簡易版規定例とTODOリストのご紹介—

5分で解説！そのまま使える！

改正次世代育成支援対策推進法

## 行動計画かんたんガイド

令和7年4月1日施行対応版

—行動計画策定例のご紹介—

1回10分！  
テーマ別！

### ご案内

改正育児・介護休業法  
次世代育成支援対策推進法  
のポイント  
～テーマ別動画内容のご案内～

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

### 育児編

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課  
改正育児・介護休業法のポイント  
～令和7年4月1日施行 育児関係編～  
テーマ別動画①

### 介護編

改正育児・介護休業法のポイント  
～令和7年4月1日施行 介護関係編～  
テーマ別動画②

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

### 次世代法編

改正育児・介護休業法  
次世代育成支援対策推進法のポイント  
～次世代法編～テーマ別動画③

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

### 柔軟な働き方編

改正育児・介護休業法の  
ポイント  
～令和7年10月1日施行  
柔軟な働き方編～  
テーマ別動画④

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

動画はこちらから

#### 〈配信内容〉

1. テーマ別動画のご案内
2. 令和7年4月1日施行～育児関係編～
3. 令和7年4月1日施行～介護関係編～
4. 令和7年4月1日施行～次世代法編～
5. 令和7年10月1日施行～柔軟な働き方編～
6. 令和7年10月1日施行対応版 **New!!**
7. 行動計画かんたんガイド **New!!**



この他にも随時情報を掲載します。  
ぜひご覧ください！

チャンネル登録をお願いします！



# 改正育児・介護休業法のポイント

★ 令和7年10月1日から施行されます ★

## ○柔軟な働き方を実現するための措置等

### (1)柔軟な働き方を実現するための措置

3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対し、事業主は①～⑤のうち2つ以上の措置を講ずる必要があります。

- ①始業時刻等の変更②テレワーク等の導入（10日以上/月）③保育施設の設置運営等
- ④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）⑤短時間勤務制度

### (2)柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、事業主は子が3歳になるまでの適切な時期に、(1)で選択した制度（対象措置）に関して、周知と制度利用の意向の確認を個別に行う必要があります。

## ○仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

### (1)仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取

事業主は、従業員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時や、従業員の子が3歳になるまでの適切な時期に意向聴取を行う必要があります。

### (2)聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、意向聴取した従業員の就業条件を定めるに当たっては、個別聴取した従業員の意向について、自社の状況に応じて配慮する必要があります。

★ 令和7年4月1日から施行されています ★

## ○子の看護休暇の見直し・介護休暇の取得要件の緩和

<子の看護休暇>

- ・ 対象となる子の範囲の拡大：小学校第3学年修了まで
- ・ 取得事由の拡大：感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式
- ・ 労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の撤廃
- ・ 名称変更：子の看護等休暇

<介護休暇>

- ・ 労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の撤廃

## ○育児のための所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

小学校就学前の子を養育する労働者へ拡大

## ○育児のための所定労働時間の短縮措置の代替措置追加

テレワーク等の措置を追加

## ○育児・介護のためのテレワーク導入を努力義務化

## ○育児休業等取得状況の公表義務適用拡大

常時雇用する労働者数300人超の事業主へ拡大

## ○介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認等の措置

事業主は(1)～(3)の措置を講ずる必要があります。

- (1) 介護休業、介護両立支援制度等を利用しやすい雇用環境整備
- (2) 介護離職防止のための個別周知・意向確認
- (3) 介護に直面する前の早い段階での情報提供

## 令和7年度両立支援等助成金のご案内

両立支援等助成金の詳しい支給要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（052-857-0313）へお問い合わせください。